エ　住所地市町村長は、個人番号カードの発行に際しては、コミュニケーションサーバの端末機等を用いて、交付申請者の住民票コード（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第７条第13号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）を個人番号カードの基本利用領域に、券面事項確認情報を券面事項確認利用領域に、券面事項入力補助情報（券面に記載した氏名、通称、住所、生年月日、性別及び個人番号に関する情報をいう。以下同じ。）及び署名券面情報（機構により電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第２条第１項に規定する電子署名をいう。）が行われた券面事項入力補助情報に係る情報をいう。）を券面事項入力補助利用領域に、公的個人認証サービス情報（署名利用者符号（公的個人認証法第２条第４項に規定する署名利用者符号をいう。）及びこれと対応する署名利用者検証符号（同項に規定する署名利用者検証符号をいう。）、署名用電子証明書（公的個人認証法第３条第１項に規定する署名用電子証明書をいう。）並びに署名用電子証明書に係る暗証番号並びに利用者証明利用者符号（公的個人認証法第２条第５項に規定する利用者証明利用者符号をいう。）及びこれと対応する利用者証明利用者検証符号（同項に規定する利用者証明利用者検証符号をいう。）、利用者証明用電子証明書（公的個人認証法第22条第１項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）並びに利用者証明用電子証明書に係る暗証番号をいう。第８の２の⑵において同じ。）を公的個人認証サービス利用領域に、それぞれ記録し、券面記載事項を印刷するとともに、個人番号カードと住民基本台帳ネットワークシステム相互間の認証を行うための情報を個人番号カードに設定し、アクセス権限の制御を行うこと。

オ　エの処理の実施及びエの処理に必要な情報の管理については、安全な環境を確保し、適切に実施すること。

カ　住所地市町村長は、個人番号カードの交付に際しては、交付申請者又はその法定代理人に、自ら個人番号カードに暗証番号を設定させることにより個人番号カード又は住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションを利用可能な状態にすること。

ただし、住所地市町村長は、次に掲げる場合には、交付申請者に暗証番号の届出をさせ、その設定を行うことにより個人番号カード又は住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションを利用可能な状態にすること。

⑺　令第13条第２項ただし書の規定により交付申請者が住所地市町村長又は住所地市町村長以外の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が指定する場所に出頭して交付申請書の提出を行い、及び住所地市町村長が同項ただし書に規定する総務省令で定める方法により個人番号カードを交付するとき

⑴　交付申請者の任意代理人に個人番号カードを交付するとき

キ　カの暗証番号の設定に際しては、暗証番号を設定する者以外の者が暗証番号を知ることができないような措置を講ずること。

⑶　個人番号カードの作成委託の制限

個人番号カードの作成（交付申請書等の受付等及び個人番号カード交付通知書の作成を含む。以下⑶において同じ。）を委託先事業者等に委託する場合（個人番号カード等省令第35条第１項の規定により機構に行わせる場合を含む。）には、次のようなセキュリティ対策を講ずること。

ア　住民基本台帳ネットワークシステム技術的基準第４の10に準じた措置を講ずるとともに、委託先事業者等に対し、この基準と同様のセキュリティ対策を実施させること。

イ　個人番号カードの作成に必要なデータを委託先事業者等に送付するときは、住所地市町村長が交付申請書等に基づいてコミュニケーションサーバにおいて個人番号カードの作成に必要なデータの作成及び暗号化を行い磁気ディスクに出力した上で、当該磁気ディスクを委託先事業者等に送付し、又は独立して設置した専用のデータ転送用機器から電気通信回線を介して当該データを転送することにより行うこととし、併せて次のようなセキュリティ対策を講じること。

⑺　委託先事業者等に設置する個人番号カードの作成に係る端末機は、委託先事業者等が機構の場合を除き、個人番号カードの作成専用とさせ、データ転送用機器及びカードプリンタ等以外とは接続させないこと。

⑴　データ転送用機器を設置し、個人番号カードの作成に係る端末機と電気通信回線で接続する場合、不正アクセスを防止するために、個人番号カードの作成に必要な通信のみを許可するよう通信制御を行うこと。

ウ　委託先事業者等が地方公共団体（一部事務組合、機構等を含む。）の場合は、直接、コミュニケーションサーバと委託先事業者等に設置する個人番号カードの作成に係る端末機を電気通信回線で接続することができること。この場合において、委託先事業者等に設置する個人番号カードの作成に係る端末機は、委託先事業者等が機構の場合を除き、個人番号カードの作成専用とさせ、コミュニケーションサーバ及びカードプリンタ等以外とは接続させないこと。

エ　コミュニケーションサーバ又はデータ転送用機器と個人番号カードの作成に係る端末機を接続する場合の電気通信回線は専用回線を用い、又は専用回線でない場合は、それに準じた通信データの盗取の防止についての必要な対策を講ずること。

ただし、委託先事業者等が機構の場合には、住民基本台帳ネットワークシステムを当該電気通信回線として利用することができること。

オ　委託先事業者等においてカードプリンタ等を他のカード等の作成にも利用する場合、切換えの機能を整備させ、個人番号カードを作成する端末機とその他のカード等を作成する端末機について、両者の端末機を同時にカードプリンタ等に接続させないこと。また、個人番号カードの作成に係る作業を行う場合は、個人番号カードの作成の業務とそれ以外のカード等の作成の業務を並行して行わせないこと。

カ　個人番号カードの作成に係る端末機及びカードプリンタ等を設置する室は住民基本台帳ネットワークシステム技術的基準第１の13に規定する重要機能室とみなして、委託先事業者等に対し住民基本台帳ネットワークシステム技術的基準第３の１、第３の２及び第４の１と同様のセキュリティ対策を実施させること。

キ　委託先事業者等において、個人番号カードの作成に係る端末機の管理者を任命させ、操作権限が与えられた者を名簿等により明確にさせること。また、委託先事業者等において、当該端末機の取扱いに際しては、操作者が正当なアクセス権限を有していることを操作者識別カード、暗証番号等により確認させること。

ク　委託先事業者等において個人番号カードの作成に係る端末機を操作した履歴を記録させ、個人番号カードの作成委託簿等との照合、個人番号カード（発行前の個人番号カードを含む。コにおいて同じ。）の管理状況及び個人番号カードに記録するデータの管理状況についての確認等を行わせる等、適切な業務を実施するための措置を講じること。

ケ　委託先事業者等に対し、磁気ディスクの使用後の速やかな返却、転送したデータの使用後の速やかな消去等を行わせる等、当該データの利用を個人番号カードの作成に限定するための措置を講ずること。

コ　個人番号カード及び磁気ディスクを委託先事業者等との間で受渡しを行う場合は、盗難及び紛失の防止のための措置を講じる等、その取扱いについて十分注意すること。

⑷　個人番号カードの継続利用

ア　市町村長は、法第17条第２項の規定により個人番号カードの提出を受けた場合は、コミュニケーションサーバの端末機等を用いて、券面事項確認情報並びに券面事項入力補助情報及び署名券面情報の変更を行い、それぞれ券面事項確認利用領域及び券面事項入力補助利用領域に記録するとともに、個人番号カードの表面の追記欄に必要な事項を記載し、これを返還すること。

イ　アの処理の実施及びアの処理に必要な情報の管理については、安全な環境を確保し、適切に実施すること。

２　個人番号カードの管理等

⑴　個人番号カードの作成及び運用状況の管理

ア　住所地市町村長は、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に係る個人番号カードの作成及び運用状況について管理を行うこと。

イ　住所地市町村長は、アの事務を機構に行わせる場合には、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、機構と必要な通信を行うことができること。